



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
4月20日(金)  
第2979号

## 目次

### 告 示

○有償頒布行政資料の売払代金の収納事務の委託	353
○私立学校の廃止認可	354
○栃木県卸売市場整備計画の変更の公表	354
○土地改良区定款変更の認可	354
○土地改良区連合定款変更の認可	355
○道路の区域の変更	355
○道路の供用開始	356
○県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務の委託	356

### 公 告

○栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法	356
○平成30(2018)年度狩猟免許試験の実施	357
○平成30(2018)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施	359
○土地改良区役員の退就任	362
○土地改良区連合役員の退就任	364
○公共測量の実施	366
○都市計画変更図書の写しの縦覧	366
○同	366
○同	366
○同	366
○同	367

### 教育委員会

○有形文化財の名称変更	367
-------------	-----

### 企 業 局

○栃木県企業局処務規程の一部改正	367
------------------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第223号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により平成30(2018)年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30(2018)年4月20日

栃木県知事 福田 富一

- 1 委託事務の内容  
有償頒布行政資料の売払代金の収納事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地  
宇都宮市塙田1丁目1番20号
  - (2) 名称

栃木県職員生活協同組合

3 委託期間

平成30 (2018) 年 4 月 1 日から平成31 (2019) 年 3 月 31 日まで

(文書学事課)

栃木県告示第224号

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第 4 条第 1 項の規定により、平成30 (2018) 年 3 月 31 日付けで、次のとおり私立学校の廃止を認可した。

平成30 (2018) 年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	設 置 者
アルス南幼稚園	栃木市沼和田町36番41号	学校法人石川学園
都賀幼稚園	栃木市都賀町家中1889番地 1	学校法人大塚学園
栃木幼稚園	栃木市旭町22番 5 号	学校法人耀光学園
栃木みどり幼稚園	栃木市本町14番30号	学校法人長清寺学園
若葉幼稚園	栃木市小平町 9 番 3 号	学校法人耀光学園
佐野たちばな幼稚園	佐野市堀米町513番地	学校法人立正学園
明星幼稚園	佐野市田沼町1557番地 3	学校法人西林寺学園
鹿沼ひかり幼稚園	鹿沼市西鹿沼町84番地	学校法人光太寺学園
今市中央幼稚園	日光市今市本町 8 番地16	学校法人大島学園
長畑幼稚園	日光市長畑3084番地	学校法人普門寺学園
乙女幼稚園	小山市乙女二丁目30番22号	学校法人秋山学園
ことぶき幼稚園	小山市大字小葉307番地	学校法人称念寺学園
早蕨幼稚園	小山市城山町二丁目 4 番21号	学校法人聖公会北関東学園
かしわ幼稚園	矢板市荒井432番地の 1	学校法人矢板中央高等学校

(こども政策課)

栃木県告示第225号

卸売市場法 (昭和46年法律第35号) 第 6 条第 1 項の規定により平成32年度を目標年度とする栃木県卸売市場整備計画を変更したので、同条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

なお、変更後の栃木県卸売市場整備計画は、栃木県農政部経済流通課及び各農業振興事務所において縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

(経済流通課)

栃木県告示第226号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	認可年月日
氏家土地改良区	平成30（2018）年4月9日
塩那台地土地改良区	平成30（2018）年4月10日
大田原市土地改良区	平成30（2018）年4月10日
栃木市東部土地改良区	平成30（2018）年4月11日
高根沢土地改良区	平成30（2018）年4月11日

栃木県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

平成30（2018）年4月20日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
那須野ヶ原土地改良区連合	平成30（2018）年4月9日

（農地整備課）

栃木県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年4月20日から同年5月21日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年4月20日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 佐野古河線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
9	前	佐野市浅沼町字浅沼777-5 から 佐野市浅沼町字浅沼759まで	18.0～18.2	183.0	
	後	佐野市浅沼町字浅沼777-5 から 佐野市浅沼町字浅沼759まで	18.0～21.4	183.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下河戸片岡線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
161	前	矢板市安沢字川西3658-1 から 矢板市安沢字川西3701まで	12.8～17.5	198.8	

	後	矢板市安沢字川西3658-1 から 矢板市安沢字川西3701まで	13.4 ~ 19.4	198.8	
--	---	-------------------------------------	-------------	-------	--

栃木県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年4月20日から同年5月21日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年4月20日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
9	主要地方道 佐野古河線	佐野市浅沼町字浅沼777-5 から 佐野市浅沼町字浅沼759まで	平成30（2018）年 4月20日
222	一般県道 熊田喜連川線	那須烏山市南大和久819-1 から 那須烏山市南大和久980-2まで	平成30（2018）年 4月20日
222	一般県道 熊田喜連川線	那須烏山市南大和久937-4 から 那須烏山市南大和久913-1まで	平成30（2018）年 4月20日
224	一般県道 小砂小口線	那須郡那珂川町小砂字滝ヶ沢1044-1 地先から 那須郡那珂川町小砂字松並2698-16まで	平成30（2018）年 4月20日

(道路保全課)

栃木県告示第230号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成30（2018）年4月1日付けで次のとおり県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30（2018）年4月20日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県県営住宅条例（平成9年栃木県条例第1号）の規定に基づく県営住宅の家賃及び割増賃料並びに県営住宅の駐車場の使用料のうち当該県営住宅を退去した者に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

(2) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成30（2018）年4月1日から平成31（2019）年3月31日まで

(住宅課)

公 告

○栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法

栃木県公報発行規則（昭和32年栃木県規則第11号）第8条第2項の規定により、栃木県公報の販売人、販売価格及び申込方法について次のとおり公告する。

平成30（2018）年4月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 販売人  
 所在地 宇都宮市陽東五丁目9番21号  
 名称 株式会社松井ピ・テ・オ・印刷  
 代表者の氏名 松井 中央登
- 2 販売価格  
 1か月 3,080円（消費税、地方消費税及び郵送料を含む。）
- 3 申込方法  
 直接販売人に申し込むこと。  
 電話番号 028（662）2511

（文書学事課）

○平成30（2018）年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成30（2018）年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成30（2018）年4月20日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 対象者  
 栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。
  - (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳にそれぞれ満たない者
  - (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
  - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
  - (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
  - (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者
- 2 狩猟免許試験の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	試験を実施する 狩 猟 免 許 の 種 類	実施事務所
7月22日（日） 午前9時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地 15-1	網 猟 免 許 わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	県東環境 森林事務所
同 上	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	わ な 猟 免 許 第 一 種 銃 猟 免 許	矢板森林 管理事務所
8月10日（金） 午前9時30分から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
同 上	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	わ な 猟 免 許 第一種銃猟免許	県東環境 森林事務所

8月26日(日) 午前9時30分から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
同上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許 第一種銃猟免許	県南環境 森林事務所
10月21日(日) 午前9時30分から	鹿沼市栗野コミュニティ センター	鹿沼市口栗野1780	わな猟免許 第一種銃猟免許	県西環境 森林事務所
同上	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	わな猟免許 第一種銃猟免許	県北環境 森林事務所
12月6日(木) 午前9時30分から	清原工業団地管理セン ター	宇都宮市清原工業団地 15-1	わな猟免許第 一種銃猟免許	矢板森林 管理事務所
同上	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	わな猟免許第 一種銃猟免許	県南環境 森林事務所

## 3 試験の内容

狩猟免許の種類ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。  
なお、技能試験は、適性試験及び知識試験に合格した者を対象とする。

試験科目	内 容
適性試験	1 視力 2 聴力 3 運動能力
技能試験	1 猟具の判別（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 2 猟具の架設（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 3 猟具の取扱い（網猟、わな猟免許を除く。） 4 鳥獣の判別 5 距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）
知識試験	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験 4 鳥獣の保護及び管理に関する知識についての筆記試験

## 4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真1枚（申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (3) 住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。）
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1の(2)から(4)までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のもの）

## 5 受験申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

## 6 受験申請期間

試験の実施日の20日前から10日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）

## 7 試験手数料



狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。

- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者……………3,900円
- (2) (1)以外の者……………5,200円

8 その他

- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を明記し、82円切手を貼付したもの）を同封すること。

- (2) この試験についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

○平成30(2018)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成30(2018)年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成30(2018)年4月20日

栃木県知事 福田 富一

1 対象者

- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成30(2018)年9月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成30(2018)年9月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。

2 適性検査及び講習の日時及び場所

日 時	会 場	会 場 所 在 地	実 施 事 務 所
5月28日(月) 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
5月29日(火) 午前9時から	大田原市役所湯津上支所	大田原市湯津上5-1081	県北環境森林事務所
5月30日(水) 午前9時から	大田原市役所湯津上支所	大田原市湯津上5-1081	県北環境森林事務所
6月6日(水) 午前9時30分から	県立県南体育館	小山市外城371-1	県南環境森林事務所
6月7日(木) 午前9時から	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
6月7日(木) 午前9時30分から	県立県南体育館	小山市外城371-1	県南環境森林事務所
6月8日(金) 午前9時から	県南那須庁舎	那須烏山市中央1-6-92	県北環境森林事務所
6月15日(金) 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
6月20日(水) 午前9時から	那須塩原市厚崎公民館	那須塩原市上厚崎500-1	県北環境森林事務所
6月20日(水) 午前9時30分から	佐野市役所田沼行政センター	佐野市田沼町974-3	県南環境森林事務所

6月21日(木) 午前9時30分から	佐野市役所田沼行政センター	佐野市田沼町974-3	県南環境森林事務所
6月21日(木) 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月22日(金) 午前9時から	大田原市黒羽・川西地区公民館	大田原市黒羽田町848	県北環境森林事務所
6月22日(金) 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月24日(日) 午前9時から	県那須庁舎	大田原市中央1-9-9	県北環境森林事務所
6月24日(日) 午前9時から	県塩谷庁舎	矢板市鹿島町20-22	矢板森林管理事務所
6月26日(火) 午後1時30分から	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	県東環境森林事務所
6月27日(水) 午前9時から	那須塩原市厚崎公民館	那須塩原市上厚崎500-1	県北環境森林事務所
6月29日(金) 午前9時から	那須町ゆめプラザ・那須	那須町寺子乙2566-1	県北環境森林事務所
7月3日(火) 午前9時から	那須塩原市ハロープラザ	那須塩原市関谷1266-4	県北環境森林事務所
7月3日(火) 午前9時30分から	栃木市藤岡遊水池会館	栃木市藤岡町藤岡1788	県南環境森林事務所
7月5日(木) 午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティセンター	鹿沼市縦山町162-2	県西環境森林事務所
7月5日(木) 午後1時30分から	県河内庁舎	宇都宮市竹林町1030-2	県東環境森林事務所
7月10日(火) 午後1時から	鹿沼市北押原コミュニティセンター	鹿沼市縦山町162-2	県西環境森林事務所
7月13日(金) 午後1時30分から	県芳賀庁舎	真岡市荒町116-1	県東環境森林事務所
7月18日(水) 午後1時から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	県西環境森林事務所
7月18日(水) 午前10時から	足利市民会館	足利市有楽町837	県南環境森林事務所
7月19日(木) 午前10時から	足利市民会館	足利市有楽町837	県南環境森林事務所
7月24日(火) 午後1時から	鹿沼市栗野コミュニティセンター	鹿沼市口栗野1780	県西環境森林事務所
7月24日(火) 午前9時30分から	栃木市国府公民館	栃木市惣社町228-1	県南環境森林事務所
7月25日(水) 午前9時30分から	栃木市国府公民館	栃木市惣社町228-1	県南環境森林事務所



7月26日(木) 午前9時30分から	栃木市国府公民館	栃木市惣社町228-1	県南環境森林事務所
7月28日(土) 午前9時から	日光市中央公民館	日光市平ヶ崎160	県西環境森林事務所
8月26日(日) 午後1時30分から	清原工業団地管理センター	宇都宮市清原工業団地15-1	県東環境森林事務所
9月2日(日) 午前9時30分から	県安蘇庁舎	佐野市堀米町607	県南環境森林事務所

## 3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力 2 聴力 3 運動能力
講 習	1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 鳥獣の保護及び管理

## 4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真1枚(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (3) 住民票の写し(マイナンバーの記載がないもの。複写、コピーしたものは不可。)
- (4) 銃の所持許可を現に受けている者については、当該許可証の写し
- (5) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書(申請日前3月以内のもの)
  - ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
  - イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(ア又はイに該当する者を除く。)

## 5 狩猟免許更新申請場所

申請者の住所地を管轄する各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

## 6 狩猟免許更新申請期間

適性検査及び講習の実施日の20日前から10日前まで(ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで)

## 7 狩猟免許更新手数料

狩猟免許更新申請書に2,900円分の栃木県収入証紙を貼付すること。

## 8 その他

- (1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、一般社団法人栃木県猟友会各支部、各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所に請求すること。
 

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒(宛先を明記し、82円切手を貼付したもの)を同封すること。
- (2) この適性検査及び講習についての問合せは、栃木県環境森林部自然環境課、各環境森林事務所、矢板森林管理事務所、一般社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。

(自然環境課)

## ○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日	
間々田乙女土地改良区	理 事	秋山 光政		小山市乙女 2-24-21	平成 30 (2018). 3.26		
飯 塚 土地改良区	理 事	曾篠 一隆		小山市大字飯塚136	平成 30 (2018). 4.8		
	〃	高田 賢三		〃 〃 1110	〃		
	〃	酒巻 賢一		〃 〃 2236	〃		
	〃	小林 宏志		〃 〃 1587	〃		
	〃	鈴木 嘉造		〃 〃 1224	〃		
	〃	和賀井春美		〃 〃 425	〃		
	〃	中島 榮吉	中島 榮吉	〃 〃 1620	〃	平成 30 (2018). 4.9	
	〃	伊澤 寛	伊澤 寛	〃 〃 439	〃	〃	
	〃		川又 里旨	〃 〃 426		〃	
	〃		大塚 優	〃 〃 1058		〃	
	〃		小林 康男	〃 〃 469		〃	
	〃		熊倉 裕美	〃 〃 1652		〃	
	〃		高田 浩	〃 〃 1085		〃	
	〃		松沼 忠一	〃 〃 458		〃	
		監 事	松沼 忠一		〃 〃 458	平成 30 (2018). 4.8	
	〃		手塚 正純	手塚 正純	下野市国分寺1237	〃	平成 30 (2018). 4.9
〃		水沢 和彦	水沢 和彦	〃 〃 1131-14	〃	〃	
〃		松沼 初夫	小山市大字飯塚1481		〃	〃	
塩 山 土地改良区	理 事	矢口 幸子		鹿沼市塩山町172	平成 30 (2018). 3.31		

	理事	福田 明男		鹿沼市塩山町346-1	平成30 (2018). 3.31	
	〃	和久井 仁		〃 〃 1894	〃	
	〃	稲垣 浩子		〃 〃 512	〃	
	〃	榎倉 正夫		〃 〃 499-1	〃	
	〃	和久井孝一		〃 〃 707-1	〃	
	〃	高山 一郎		〃 〃 994	〃	
	〃	黒川 進	黒川 進	〃 〃 882	〃	平成30 (2018). 4.1
	〃	金田 一芳	金田 一芳	〃 〃 1046	〃	〃
	〃		和久井雄一	〃 〃 162		〃
	〃		熊倉 一典	〃 〃 369		〃
	〃		安生 隆一	〃 楡木町450		〃
	〃		高山 晴夫	〃 塩山町500		〃
	〃		塚原 真行	〃 〃 701-3		〃
	〃		秋澤 孝至	〃 〃 986		〃
	〃		関口 忠雄	〃 村井町139-6		〃
	監事	谷田部元照		〃 塩山町20	平成30 (2018). 3.31	
	〃	赤羽根一郎	赤羽根一郎	〃 〃 802-1	〃	平成30 (2018). 4.1
	〃		高山 一郎	〃 〃 994		〃
江川南部 土地改良区	理事	齋藤 眞		さくら市鹿子畑1511	平成30 (2018). 3.25	
	〃	細川 道男		〃 金枝866	〃	
	〃	相田 英幸	相田 英幸	〃 鹿子畑937	〃	平成30 (2018). 3.26
	〃	吉澤 一	吉澤 一	〃 〃 1169-1	〃	〃
	〃	吉澤 喜一	吉澤 喜一	〃 〃 1047	〃	〃
	〃	森 喜平	森 喜平	〃 〃 986	〃	〃
	〃	相田 和夫	相田 和夫	〃 〃 856-3	〃	〃
	〃	黒尾 力	黒尾 力	〃 金枝279-1	〃	〃

理 事	磯 久一	磯 久一	さくら市金枝862	平成 30 (2018). 3.25	平成 30 (2018). 3.26
〃	薄井 徳治	薄井 徳治	〃 〃 937	〃	〃
〃	碓氷 重光	碓氷 重光	〃 〃 970-3	〃	〃
〃	横田 浩	横田 浩	〃 〃 231	〃	〃
〃	加藤 敏明	加藤 敏明	〃 南和田614	〃	〃
〃	谷田 年美	谷田 年美	〃 〃 371	〃	〃
〃	広野 猛	広野 猛	〃 〃 165	〃	〃
〃		森 敬次	〃 鹿子畑1788		〃
〃		薄井 淳一	〃 金枝925		〃
監 事	相田 隆夫	相田 隆夫	〃 鹿子畑956-2	平成 30 (2018). 3.25	〃
〃	渡辺 博幸	渡辺 博幸	〃 金枝896	〃	〃
〃	川上 達夫	川上 達夫	〃 南和田519-2	〃	〃

## ○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30（2018）年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
那須野ヶ原 土地改良区 連 合	理 事	大田原一男		那須塩原市木綿畑2061	平成 30 (2018). 4.11	
	〃	菊地 喜芳		〃 箕輪464	〃	
	〃	磯 紘一		大田原市奥沢197	〃	
	〃	石山 俊夫		〃 蛭田1974-5	〃	
	〃	秋本 則夫		〃 蛭畑788	〃	
	〃	生田目美尾		〃 佐良土2343	〃	
	〃	神立 和男		〃 奥沢159-1	平成 30 (2018). 2.28	
	〃	田代 清作		〃 小滝498	〃	
	〃	渡辺 喜美	渡辺 喜美	那須塩原市朝日町15-12	平成 30 (2018). 4.11	平成 30 (2018). 4.12
	〃	小森 次夫	小森 次夫	大田原市羽田963	〃	〃

	理事	高野 廣一	高野 廣一	那須塩原市青木594-3	平成30 (2018). 4.11	平成30 (2018). 4.12
	〃	猪瀬 清	猪瀬 清	〃 上赤田310	〃	〃
	〃	宮本 隆守	宮本 隆守	〃 一区町136	〃	〃
	〃	飯沼 理伯	飯沼 理伯	〃 接骨木28	〃	〃
	〃	君島 圭一	君島 圭一	〃 関谷696	〃	〃
	〃	阿久津倉一	阿久津倉一	〃 箭坪383	〃	〃
	〃	月井 美好	月井 美好	〃 百村489-3	〃	〃
	〃	大田原次夫	大田原次夫	〃 青木1218	〃	〃
	〃	関谷 眞夫	関谷 眞夫	〃 沼野田和557	〃	〃
	〃	山口 勉	山口 勉	〃 鍋掛1474	〃	〃
	〃	月井 高雄	月井 高雄	〃 東原67-1	〃	〃
	〃	木田美津雄	木田美津雄	〃 鍋掛598	〃	〃
	〃	宮澤 英司	宮澤 英司	〃 北赤田316-181	〃	〃
	〃	高橋 勇丞	高橋 勇丞	大田原市滝沢437	〃	〃
	〃	青木 文夫	青木 文夫	小山市西城南3-2-8	〃	〃
	〃		古森 幸男	大田原市湯津上4064-1		〃
	〃		田代 敬寛	〃 小滝990		〃
	〃		小山田 薫	〃 奥沢790		〃
	〃		星野恵美子	那須塩原市三島2-122-26		〃
	監事	榎本 建司		〃 北二つ室350	平成30 (2018). 2.28	
	〃	蜂巢 耕平		大田原市蛭田1001	平成30 (2018). 4.11	
	〃	井上 徹男	井上 徹男	那須塩原市青木1958	〃	平成30 (2018). 4.12
	〃		横田 一雄	〃 一区町221		〃
	〃		生田目美尾	大田原市佐良土2343		〃
鬼怒中央 土地改良区 連合	理事	菊池 武男		宇都宮市石井町2489	平成29 (2017). 8.17	
	〃	田崎 哲夫		〃 東刑部町1203	平成30 (2018). 3.15	



	理 事		富田 豊	宇都宮市石井町1715		平成 30 (2018) . 3 .16
	〃		黒須 芳雄	〃 東刑部町551		〃

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業地域  
日光砂防事務所管内（日光市内）
- 3 作業期間  
平成30（2018）年 4 月 6 日から平成31（2019）年 1 月 31 日まで

(監理課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30（2018）年 4 月 1 日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（佐野新都市高萩・越名地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30（2018）年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30（2018）年 4 月 1 日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（佐野新都市西浦・黒袴地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30（2018）年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30（2018）年 4 月 1 日に変更した、足利佐野都市計画地区計画（佐野新都市町谷地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30（2018）年 4 月 20 日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に

より平成30(2018)年4月1日に変更した、宇都宮都市計画地区計画(石田南地区計画)の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30(2018)年4月20日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

上三川町が都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成30(2018)年4月1日に変更した、宇都宮都市計画地区計画(上三川インターパーク地区計画)の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成30(2018)年4月20日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第八号

栃木県文化財保護条例(昭和三十八年栃木県条例第二十号)第四条第一項の規定により指定した次の表の上欄に掲げる栃木県指定有形文化財について、下欄のとおり名称を変更したので告示する。

平成三十年四月二十日

栃木県教育委員会教育長 宇田 貞夫

上 欄		下 欄
名 称	関 係 告 示	名 称
木造 金剛夜叉明王坐像	昭和四十八年七月二十四日 栃木県教育委員会告示第八号	木造 馬頭観音坐像

(文化財課)

企業局

栃木県公営企業訓令第二号

本 庁  
発電管理事務所  
水道事務所

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年四月二十日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県企業局処務規程(昭和三十五年栃木県電気事業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二「出先機関関係共通事項」の表六の項第一号を次のように改める。

1 職員の旅行命令(所長の県外の3日以上旅行命令を除く。)及びその復命の受理			○				
(1) (2)以外のもの							

ア 課長相当職以上の職にある職員及び総括所長補佐に係るもの				○			
イ アに掲げる職員以外の職員の国外の旅行に係るもの				○			
ウ アに掲げる職員以外の職員の国内の旅行に係るもの					○		
(2) 支所の職員に係るもの							
ア イ以外のもの				○			
イ 支所長の県内の1日の旅行及び職員(支所長を除く。)の国内の旅行に係るもの						○	

別表第11「出先機関関係共理事項」の表六の項第四号を次のように改める。

4 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更				○			
(1) (2)以外のもの					○		
(2) 支所の職員に係るもの						○	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(経営企画課)